

東レグループ

倫理・コンプライアンス
行動規範

2020年 5月発行



'TORAY'

Innovation by Chemistry

社長メッセージ

東レグループは、企業理念である「わたしたちは新しい価値の創造を通じて社会に貢献します」の実現を目指し、世界が直面する「発展」と「持続可能性」の両立をめぐる様々な難題に対し、革新技術・先端材料を通じて本質的なソリューションを提供していくことが使命だと考えています。東レでは従来から経営理念として大切にしてきた要素である、「企業理念」「経営基本方針」「企業行動指針」に加え、2020年度からは長期経営ビジョン"TORAY VISION 2030"の下に、「コーポレートスローガン」「ビジョン」「企業文化」「経営者の信条」を含めた「東レ理念」を広義の経営理念として改めて体系化しています。このうちの「企業行動指針」には「倫理と公正」を掲げ、「社会的規範の遵守はもとより、高い倫理観と強い責任感を持って公正に行動し、社会の信頼と期待に応える」との決意を表明しています。

東レグループでは、「倫理・コンプライアンス」を「安全・防災・環境保全」と並ぶ、経営の最優先課題と位置付けています。「倫理・コンプライアンス」活動においては、安全活動と同様に、現場主義に徹して取り組むことが重要です。「答えはすべて現場にある」との考えの下、現場に立脚した現状把握に基づいて「倫理・コンプライアンス」に関わる課題に取り組むことで、社会からの信頼を得ることにつなげます。

「倫理・コンプライアンス行動規範」には東レグループの各社および役員・社員の一人ひとりが、日々留意すべき事項をまとめています。自身の行動の振り返りや職場教育などに活用していただき、東レグループの一人ひとりが、「正しいことを正しくやる、強い心」を醸成することで、強い東レを築き上げましょう。



東レ株式会社 代表取締役社長

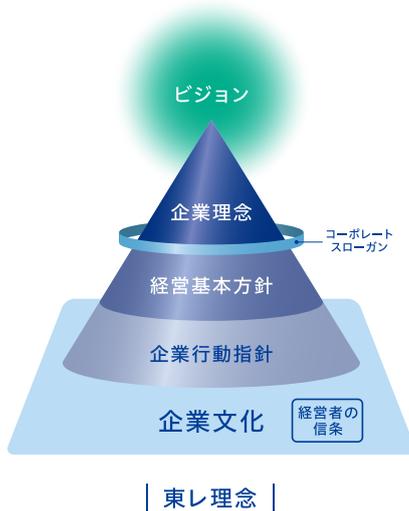
日 覺 昭 廣

目次

■ 社長メッセージ	02
■ 第1章 「東レ理念」と倫理・コンプライアンス行動規範	04
■ 第2章 倫理・コンプライアンス行動規範	05
I. 安全・環境に関するコンプライアンス	
・ 安全な労働環境の構築	07
・ 地球環境の保全	08
II. 品質に関するコンプライアンス	
・ 安全でお客様の要望に応える製品の提供	09
・ 適正な品質データの管理	10
III. 人権に関するコンプライアンス	
・ 人権の尊重	11
IV. 公正な企業活動に関するコンプライアンス	
・ 公正な競争(独占禁止法の遵守)	13
・ 公正な競争(腐敗防止・贈収賄の禁止)	14
・ 公正な競争(製品やサービスの適正な表示)	15
・ 適正な取引と資産管理	16
・ 適正な輸出入管理および安全保障貿易管理	17
・ その他法令の遵守	18
V. 知的財産権に関するコンプライアンス	
・ 他者の知的財産権の尊重	19
VI. 情報に関するコンプライアンス	
・ 情報の管理	20
・ 適正な情報公開	21
■ 第3章 東レグループの内部通報制度	22
■ 第4章 倫理・コンプライアンス推進体制	23

第1章

「東レ理念」と倫理・コンプライアンス行動規範



「東レ理念」は、東レが様々な企業活動を行っていく上で、東レグループ各社および全ての役員・社員が実践すべき基本憲章として定められ、2020年5月に左の体系図の通り整理されました。

「東レ理念」を実践する上で、遵守すべきものとして定められた「企業行動指針」では、「倫理と公正」をうたっており、東レグループの一人ひとりが社会的規範を遵守し、高い倫理観と強い責任感をもって公正に行動することで、社会の信頼や期待に応えることを宣言しています。

東レは2003年に制定した「企業倫理・法令遵守行動規範」の内容を見直し、「倫理・コンプライアンス行動規範」として2020年5月に公表しました。「倫理・コンプライアンス行動規範」では、東レグループ各社および全ての役員・社員が企業活動の様々な場面において遵守すべき事項をまとめており、法令等に加え、他の社会的規範を含めた、企業が活動する上で必要な全ての事項の遵守を求めています。なお、この規範は2015年5月に施行された改正会社法に基づく内部統制システムの見直しを受けて、東レグループ各社および全ての役員・社員が守るべき具体的な行動基準として位置づけられています。

東レグループの全ての役員・社員は「倫理・コンプライアンス行動規範」の重要性を認識した上で日常的な業務遂行の指針として活用し、東レグループの一員として、良識と責任のある行動を取ることが必要です。また、この規範に定められていない事項については、「東レ理念」の本質に照らして判断し、行動するようお願いいたします。

倫理・コンプライアンス行動規範の適用範囲

倫理・コンプライアンス行動規範は、東レグループのすべての役員・社員が守るべき重要なルールです。

倫理・コンプライアンス行動規範違反に対する社内処置

行動規範違反によりもたらされた結果が、各社が定めた就業規則の懲戒規定に該当する場合は懲戒処分の対象になります。特に、悪意や重大な過失によって行われた違反行為は、就業規則に則って厳正に処分（懲戒解雇を含む）されるとともに、会社に経済的損害が発生した場合には損害賠償を請求されることがあります。

第2章

倫理・コンプライアンス行動規範

I. 安全・環境に関するコンプライアンス

1. 安全な労働環境の構築

安全な設備・作業環境・作業手順を整備し、自身や仲間の安全と健康を守るために、関連法令や関連する社内ルールを遵守し、トータルゼロ災を目指して安全先取り活動に継続的に取り組まなければなりません。

メンタルヘルス面での健康の確保のため、管理者と社員が密接にコミュニケーションを取ることによって、明るく、健康的な職場風土を醸成するよう努めなければなりません。

2. 地球環境の保全

地球環境をより良い状態に保全することが自らの義務であるとの自覚のもと、環境・防災・化学物質関連の法令や、関連する社内ルールを遵守しなければなりません。

企業活動や提供する製品・サービスが地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力をするとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に努めなければなりません。

II. 品質に関するコンプライアンス

1. 安全でお客様の要望に応える製品の提供

安全でお客様の要望に応える優れた製品を提供し続けることができるよう、安全性に関する法令を遵守し、法令が作られた精神に則って安全性を確保しなければなりません。また、お客様の要望を適切に把握し、それに応える設計・製造・提供を行わなければなりません。万一問題が生じた場合には、迅速な対応を取らなければなりません。

2. 適正な品質データの管理

お客様との約束を守り続けることができるよう、品質データは約束通りのやり方で取得・保管・確認し、必要なものは正しくお客様にお伝えしなければなりません。品質データの偽装・改ざんは、会社として決して容認しません。

III. 人権に関するコンプライアンス

1. 社員の人格・個性の尊重

すべての社員の人格を尊重し、不当な嫌がらせや差別をしてはいけません。

社員一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたっては慎重かつ細心の注意を払い、その適切な管理に努めなければなりません。

2. ハラスメント・差別の禁止

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントおよび差別については、会社として決して容認しません。

3. すべてのステークホルダーの人権尊重

人権侵害や人権侵害への加担をすることがないよう、人権に関する国際規範を尊重し、「東レグループ人権方針」に則った行動を取らなければなりません。

IV. 公正な企業活動に関するコンプライアンス

1. 公正な競争

購入、販売、開発、生産等の活動においてカルテルなどの不正な競争手段による共同行為や、顧客、サプライヤー、取引先に対する不公正な取り扱い、その他各国の独占禁止法に違反する行為をしてはいけません。

国内外の公務員や取引先との間での賄賂の支払いや受け取りをはじめとする、あらゆる形態の贈収賄行為その他の腐敗行為をしてはいけません。また、政治献金や寄付を実施する場合には、法令や社内ルールを遵守しなくてはなりません。

製品やサービスの品質や性能、価格などに関する表示は適正に行い、取引先や利用者に誤解を与えるような表示を行ってはいけません。

2. 適正な取引と資産管理

仕入れ、販売、経費の支出を始めとするすべての取引は、法令や会計規則に則り適正に行わなければなりません。

棚卸資産、固定資産等の会社資産は、業務を目的として正しく管理・使用し、保全しなければなりません。

3. 適正な輸出入管理および安全保障貿易管理

製品、サービス、機器・資材、サンプルなどの購買や輸出入、技術の外国への提供を行う際は、社内ルールに則り、所在する国の関連法令を遵守し、国連や米国の制裁措置等に抵触しないように、適正な輸出入管理および安全保障貿易管理を行わなければなりません。

4. その他法令の遵守

法令に違反すると会社の信用が損なわれることを認識し、あらゆる法令を遵守しなければなりません。例えば、次のような法令の遵守が強く求められています。

- ・ インサイダー取引の禁止
- ・ 反社会的勢力との関係遮断
- ・ 利益相反行為の禁止

V. 知的財産権に関するコンプライアンス

1. 他者の知的財産権の尊重

他者の知的財産権を故意に侵害しないだけでなく、調査不足などの不注意により侵害してしまうことがないよう、十分に注意しなければなりません。

VI. 情報に関するコンプライアンス

1. 情報の管理

業務を通じて知り得た自社および他社の秘密情報については、在籍中はもちろん、退職後も、これを他の目的に流用したり、公開したり、第三者に開示したりしてはいけません。

業務の上で個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護方針に則り、慎重かつ適切に取り扱わなければなりません。

2. 適正な情報公開

法定開示を遵守し、公正かつ適時適切な情報開示を行うために、情報公開原則に則り情報開示に取り組まなければなりません。

安全な労働環境の構築

私たちは、東レグループのすべての従業員のために 安全な労働環境を作り上げます

安全な設備・作業環境・作業手順を整備し、自身や仲間の安全と健康を守るために、関連法令や関連する社内ルールを遵守し、トータルゼロ災を目指して安全先取り活動に継続的に取り組まなければなりません。

また、メンタルヘルス面での健康の確保のため、管理者と社員が密接にコミュニケーションを取ることによって、明るく、健康的な職場風土を醸成するよう努めなければなりません。

遵守事項

- ・ 危険な行動を避けるとともに、危険なことを発見した場合には相互に注意し、改善します
- ・ 心身の健康を促進する職場作りを実践します
- ・ 安全に関する活動に積極的に参加します
- ・ 安全に関するルール、指示、手続を守ります
- ・ 事故、病気、けがなどはすぐに報告します
- ・ 安全に仕事が出来ないような体調の場合にはすぐに上司に報告します
- ・ 労働関連法令や、就業規則をはじめとする職場におけるルールを遵守します

禁止事項

- ・ 安全に仕事をするのを妨げるような物質（薬やアルコール）を、業務中に摂取してはいけません
- ・ 粗暴な行為や他人を傷つけるような言動をしてはいけません
- ・ 職場におけるルールを破ったり、職場において倫理に反するような行為をしてはいけません

地球環境の保全

私たちは、この地球から様々な恩恵を受けており、
地球環境をより良い状態に保全することが自らの義務であることの自覚を持ち、
全ての事業活動において環境保全を促進します

地球環境をより良い状態に保全することが自らの義務であるとの自覚のもと、環境・防災・化学物質関連の法令や、関連する社内ルールを遵守しなければなりません。

企業活動や提供する製品・サービスが地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力をするとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に努めなければなりません。

遵守事項

- ・ 環境保全に関連するすべての法令や規制を遵守します
- ・ エネルギーや資源の使用を最小限にします
- ・ 可能な限り、廃棄物を減らすとともに、再利用とリサイクルを実施します
- ・ 化学物質について、適切に開発、使用、廃棄します
- ・ 環境リスクを検証するとともに、法令や規制違反についてすぐに報告します
- ・ 環境に影響する問題が発生した場合には、影響を最小限にするために適切な対応をとるとともに、根本原因を追及し再発防止策を講じます

環境10原則

1. 環境保全の最優先
2. 地球温暖化防止
3. 環境汚染物質の排出ゼロ
4. より安全な化学物質の採用
5. リサイクルの促進
6. 環境管理レベルの向上
7. 環境改善技術・製品による社会貢献
8. 海外事業における環境管理の向上
9. 環境に対する社員の意識向上
10. 環境情報の社会との共有

安全でお客様の要望に応える製品の提供

私たちは、自社の製品やサービスに対する
お客様やエンドユーザーの信頼に誇りをもち、安全でお客様の要望に応え
満足度の高い製品・サービスの提供に努めます

安全でお客様の要望に応える優れた製品を提供し続けることができるよう、安全性に関する法令を遵守し、法令が作られた精神に則って安全性を確保しなければなりません。また、お客様の要望を適切に把握し、それに応える設計・製造・提供を行わなければなりません。万一問題が生じた場合には、迅速な対応を取らなければなりません。

遵守事項

- ・ 企画・設計・開発段階においては、お客様の要望を適切に把握し、それを実現できる製品と工程の設計を行います
- ・ 設計にあたっては、法令や業界基準を遵守します
- ・ 生産工程においては、製品の品質および安全性を確保するための手順を守ります
- ・ 製品に契約不適合や欠陥が発見された場合には、被害拡大防止のために迅速に適切な措置をとるとともに、本質原因を究明し再発防止を実施します
- ・ 製品説明や取り扱いマニュアルを明確かつ正確に作成するとともに、必要な注意書きを記載した製品・サービスを提供します
- ・ お客様からの質問や苦情に対して、迅速かつ適切な行動で対応します

禁止事項

- ・ 法令、お客様との契約、品質や安全の業界基準に違反する製品を販売したり、提供したりしてはいけません
- ・ いかなる些細な問題でも、製品の品質および安全に関する問題を無視したり、隠したりしてはいけません
- ・ 実現できない約束をお客様と取り交わしてはいけません

適正な品質データの管理

私たちは、お客様との約束を守り続けられるよう、適正な品質データ管理を実施します

お客様との約束を守り続けることができるよう、品質データは約束通りのやり方で取得・保管・確認し、必要なものは正しくお客様にお伝えしなければなりません。品質データの偽装・改ざんは、会社として決して容認しません。

遵守事項

- ・ 品質データはお客様との約束通りの方法で測定します
- ・ 品質データは適切に転送・保管・確認し、必要なものを正しく迅速にお客様に提供します
- ・ 万一不適切な品質データの取り扱いがわかった時は、迅速かつ適確にお客様に報告し、解決のための対策をとります

禁止事項

- ・ お客様と約束したものと異なる方法で品質測定をしてはいけません
- ・ 測定した品質データを書き換えてはいけません
- ・ 製品の規格、品質、効能について、虚偽の記載、不正確な記載、根拠のない記載をしてはいけません



人権の尊重

東レグループが新しい価値の創造を通じて社会に貢献していくために、
 私たちは、多様性を大切に、従業員をはじめ東レグループに関わる
 すべての人の尊厳と人権を尊重します

1. 社員の人格・個性の尊重

すべての社員の人格を尊重し、不当な嫌がらせや差別をしてはいけません。

また、社員一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたっては慎重かつ細心の注意を払い、その適切な管理に努めなければなりません。

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人種、信条、肌の色、性（性自認・性的指向を含む）、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地などにかかわらず、すべての個人を尊重します ・ すべての個人のプライバシーを尊重します ・ 個人情報が入権やプライバシーに深く関わることを認識し、慎重に取り扱います ・ 各人の能力、職務、成果などに基づいて、一人ひとりを公正に評価します ・ 人権に関する法令に則った行動をとります
-------------	--

2. ハラスメント・差別の禁止

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントおよび差別については、会社として決して容認しません。

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内外を問わず、関係するすべての人に対して、適切に対応します ・ 自分自身の言葉や行動が、他人にどのように受け取られるのかを常に意識します ・ ハラスメントや差別に気がついた場合には、黙認せずに指摘し、適切な解決を図ります
-------------	---

禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のような、ハラスメント、嫌がらせ、差別をしてはいけません <ul style="list-style-type: none"> - 人を傷つけるような言動、表現の掲示 - 不必要な身体的接触 - 他人への脅迫 ・ セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、差別などに該当するような言動をしてはいけません
-------------	--

人権の尊重

3. すべてのステークホルダーの人権尊重

人権侵害や人権侵害への加担をすることがないよう、人権に関する国際規範を尊重し、「東レグループ人権方針」に則った行動を取らなければなりません。

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての従業員に対し、適切な労働時間管理を行い、休憩時間、休日を付与します ・ 東レグループやサプライチェーンにおける不公正な労働条件を把握した場合には、黙認せずに指摘します
-------------	--

禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかなる人に対しても児童労働、強制労働、不当な低賃金労働を行ってはいけません
-------------	--

東レグループ人権方針(2017年12月制定)

東レグループは、「人権の尊重」は欠くことのできない企業運営の基本であると考え、事業を行う各国・地域の法令を遵守するとともに、国連世界人権宣言やILO条約などの国際規範を尊重し、良き企業市民として人権尊重の責任を果たすよう努力してまいります。

1. 私たちは、社員の人権、個性および尊厳を尊重し、職場における嫌がらせや差別を排除します。
また、児童労働・強制労働・不当な低賃金労働を行いません。
2. 私たちは、事業に関わるサプライチェーン全体を通じて人権尊重の推進に努めます。
また、人権侵害への加担をしません。
3. 私たちは、事業活動に伴う人権への負の影響の把握に努め、その回避または軽減を図るよう努めます。
4. 私たちが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、迅速かつ適切に対処します。
5. 私たちは、社員一人ひとりに人権問題への啓発を進め、正しい理解が進むよう取り組みます。

公正な競争(独占禁止法の遵守)

私たちは、いかなる事業活動においても、公正に競争します

1. 同業者との合意・コミュニケーション

購入、販売、開発、生産等の活動において、カルテルなどの不正な競争手段による共同行為をしてはいけません。

遵守事項

- ・ 同業者の情報は公正かつ適法な方法で取得します
- ・ 同業者に会う場合の社内ルールを遵守します

禁止事項

- ・ 同業者と以下の合意や情報交換をしてはいけません
 - 価格、価格方針、マーケティング戦略、販売・購入に関するその他の条件
 - 製品の生産能力、生産数量、販売数量、損益、設備投資計画
 - 顧客、市場、販売地域
 - 研究計画、開発計画
 - 入札に関する事項
 - 特定の会社に対する取引拒絶

2. 公正な取り扱い

購入、販売、開発、生産等の活動において、顧客、サプライヤー、取引先に対する不公正な取り扱い、その他各国の独占禁止法に違反する行為をしてはいけません。

禁止事項

- ・ 再販売価格を拘束してはいけません
- ・ 優越的な地位を利用して、取引先に対し不当な不利益を与えてはいけません
- ・ 同業者と共同して他社との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させてはいけません



公正な競争(腐敗防止・贈収賄の禁止)

私たちは、公正に事業活動を実施するとともに、賄賂、不当なキックバック、マネーロンダリングなどあらゆる腐敗行為に反対する毅然とした態度をとります

1. 贈収賄の禁止

国内外の公務員や取引先との間での賄賂の支払いや受け取りをはじめとする、あらゆる形態の贈収賄行為その他の腐敗行為をしてはいけません。

遵守事項	<ul style="list-style-type: none">・ 東レグループの贈収賄防止規程を遵守し、接待、贈答、取引先へのコミッションの支払いなどの際には、以下を実行します<ul style="list-style-type: none">- 金額・頻度を守ります- 正確に記録し、報告します- 必要な承認を取ります- 代理人やコンサルタントを起用する場合、不正な行為が行われないよう事前に十分な確認を行います
-------------	---

禁止事項	<ul style="list-style-type: none">・ 不正な利益を得る目的で、公務員や取引先に対して金品(ファシリテーションペイメントを含む)の提供や申し出をしてはいけません・ 社会通念上妥当な範囲を超えて、贈り物や接待をしたり、受けたりしてはいけません
-------------	---

2. 政治献金・寄付

政治献金や寄付を実施する場合には、法令や社内ルールを遵守しなくてはなりません。

遵守事項	<ul style="list-style-type: none">・ 政治献金や寄付を実施する場合には、適切な事前承認を得るとともに、法令や社内ルールを遵守します
-------------	--



公正な競争(製品やサービスの適正な表示)

私たちは、取引先や利用者の信頼のために、
東レグループの製品やサービスに関して適正な表示を実施します

製品やサービスの品質や性能、価格などに関する表示は適正に行い、取引先や利用者には誤解を与えるような表示を行ってはいけません。

遵守事項

- ・ 製品(サービスを含む)の表示、説明に関する法令、業界基準、社内ルールを遵守します
- ・ 東レグループの製品の表示、説明をする際には、提供する情報について、以下の点を確認します
 - 事実に基づいていること
 - 最新であること
 - 客観的証拠に基づいていること
 - 明確であり、分かりやすいこと
- ・ 提供した製品の情報に関する苦情に対して、適切かつ迅速に対応します
- ・ 販売活動のための懸賞、景品、無料サンプル、奨励金に関する法令、業界基準、社内ルールを遵守します

禁止事項

- ・ 製品や、営業活動について、虚偽の内容、誤解を招く内容、根拠のない内容を伝えてはいけません

適正な取引と資産管理

私たちは、すべての取引を、法令や会計規則に則り適正に行います。
また、棚卸資産や固定資産等の会社資産は、業務を目的として
正しく管理・使用し、保全します。

仕入れ、販売、経費の支出を始めとするすべての取引は、法令や会計規則に則り適正に行わなければなりません。
棚卸資産、固定資産等の会社資産は、業務を目的として正しく管理・使用し、保全しなければなりません。

遵守事項

- ・ 仕入れ、販売、経費の使用を始め事業活動に係るすべての取引は、法令、会計基準、社内ルールに則り、適正に行います
- ・ 棚卸資産、固定資産等の会社の資産は、個人の利益のためには使用せず、正当な業務目的にのみ使用します
- ・ 会計処理は、法令、会計基準、社内ルールに則り適正に行います

禁止事項

- ・ 循環取引・架空取引等、会計規則に違反する売上、仕入れや架空の在庫を計上してはいけません。
- ・ 旅費、交際費等の経費を水増ししたり、私的に流用してはいけません
- ・ 会計処理に関わる情報を改ざんしたり、隠したりしてはいけません



適正な輸出入管理および安全保障貿易管理

私たちは、東レグループの信頼を確保するために、
適正な輸出入管理と安全保障貿易管理を徹底します

製品、サービス、機器・資材、サンプルなどの購買や輸出入、技術の外国への提供を行う際は、社内ルールに則り、所在する国の関連法令を遵守し、国連や米国の制裁措置等に抵触しないように、適正な輸出入管理および安全保障貿易管理を行わなければなりません。

遵守事項

- ・ 適正な輸出入管理と安全保障貿易管理を行うために必要な法令情報や関連する国際情勢の変化（輸出入・取引の制限、輸入割当、制裁措置、反ボイコットなど）を常に把握します
- ・ 輸出入・取引を実施する際には、法令、社内ルール、適正な手続（ラベルなど表示義務、書類管理、許認可取得など）を遵守します
- ・ 海外で新たなプロジェクトを開始する際や輸出入制限を受ける可能性がある地域と取引をする際に、関連する法令について不明確な点がある場合には、専門家から適切な助言を得た上で進めます

禁止事項

- ・ 輸出入が禁止されている物品を輸出入してはいけません
- ・ 必要な許認可を得ずに輸出入を実施してはいけません
- ・ 事業活動を合法的に実施しているかの調査をすることなく、情勢や法令整備に不安のある地域の取引先とビジネスをしてはいけません

その他法令の遵守

私たちは、法令に違反すると会社の信用が損なわれることを認識し、あらゆる法令を遵守します

次のような法令の遵守が強く求められています。

1. インサイダー取引の禁止

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 東レグループ内の会社や取引先等の上場株式を売買する際には、インサイダー取引に関する法令や社内ルールを遵守します
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> 未公表の重要事実を持っている場合には、当該会社の上場株式の売買をしてはならず、当該情報を第三者に伝達してはいけません

2. 反社会的勢力との関係遮断

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 取引相手が反社会的勢力ではないことの確認を行います 反社会的勢力でないことや、反社会的勢力であった場合の契約解除などについて必要に応じて文書で取り交わします
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力と交際してはいけません 反社会的勢力に金銭を支払ってはいけません 反社会的勢力を利用してはいけません 社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人、団体とは一切関わってはいけません

3. 利益相反行為の禁止

遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身の利益と東レグループの利益が対立する状況を回避し、東レグループのために最善の行動をとります
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> 次のような東レグループの利益に反する行為をしてはいけません <ul style="list-style-type: none"> - 取引先からキックバックを受ける - 自分にとって個人的な利害関係がある相手を取引先として選定する - 東レグループの事業と競合するような事業を実施する

他者の知的財産権の尊重

私たちは、他者の知的財産権を尊重し、
東レグループが他者の知的財産権を侵害しないように管理を徹底します

他者の知的財産権を故意に侵害しないだけでなく、調査不足などの不注意により侵害してしまうことがないよう、十分に注意しなければなりません。

1. 他者の特許権、実用新案権、意匠権の尊重

遵守事項	<ul style="list-style-type: none">・ 他者の特許権、実用新案権、意匠権を尊重し、調査を徹底して行うとともに、他者の権利と東レグループの実施行為、製品、サービスとの関係を確認します・ 他者の特許権、実用新案権、意匠権を侵害する恐れがある場合は、回避、無効化、ライセンス取得などの必要な措置を講じます
-------------	--

禁止事項	<ul style="list-style-type: none">・ 他者が権利を有する発明、考案、意匠を必要な許可なく実施してはいけません
-------------	---

2. 他者の商標権の尊重

遵守事項	<ul style="list-style-type: none">・ 商品・サービスに商標を用いる場合は、他者の商標権を侵害しないことを事前に調査で確認し、必要な商標登録を進めることで、他人の権利を侵害する事態を永続的に回避します
-------------	--

禁止事項	<ul style="list-style-type: none">・ 事前の調査、商標登録をすることなく、商標を使用してはいけません
-------------	---



情報の管理

私たちは、自社および他社の秘密情報と個人情報を慎重かつ適切に取り扱います

1. 秘密情報の管理

業務を通じて知り得た自社および他社の秘密情報については、在籍中はもちろん、退職後も、これを他の目的に流用したり、公開したり、第三者に開示したりしてはいけません。

遵守事項

- ・ 秘密情報に関する全ての法令、社内ルールを遵守します
- ・ 秘密情報には秘密である旨を明記し、適切に管理します
- ・ 秘密情報にアクセスできる従業員を、必要最小限に限定します
- ・ 以下の条件を満たした場合のみ、自社の秘密情報を第三者と共有します
 - 社内ルールに則った適正な許可の取得
 - 開示相手との秘密保持契約の締結
- ・ 情報漏えいや秘密情報に関するルール違反が発生した場合は、直ちに上席者および所管部署へ報告し、適切に対応します

禁止事項

- ・ 退職時に秘密情報を持ち出してはいけません
- ・ 退職後に、在籍中に知り得た秘密情報を利用してはいけません
- ・ 第三者の秘密情報を、不適切に取得、使用、共有してはいけません

2. 個人情報の管理

業務上で個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護方針に則り、慎重かつ適切に取り扱わなければなりません。

「**個人情報**」とは、個人を特定できるまたは特定する全ての情報をいいます。個人情報には、個人名、emailアドレス、電話番号、IPアドレス、マイナンバー、医療情報、居住地、その他個人の特徴に関する情報を含みます。

遵守事項

- ・ 個人情報に関する全ての法令、社内ルールを遵守します
- ・ 業務上の正当な理由があり、法令上許容されている場合に限り、個人情報を収集、利用、処理します
- ・ 法令、社内ルールに則り、個人情報を保管、移転、廃棄します
- ・ 情報漏えいや個人情報に関するルール違反が発生した場合には、直ちに上席者および所管部署へ報告し、適切に対応します

適正な情報公開

東レグループは、経営に関して公正かつ適時適切な情報開示に努めることによって経営の透明性を実現し、ステークホルダーや社会との信頼関係を構築します

法定開示を遵守し、公正かつ適時適切な情報開示を行うために、情報公開原則に則り情報開示に取り組まなければなりません。

遵守事項

- ・ 法律に基づいて適切な情報開示を実施します
- ・ ステークホルダーに対して、東レグループの情報公開原則に則り、公正かつ適時適切な情報開示を実施します

情報公開原則

1. 情報開示原則

適切な情報開示を積極的に行い、当社を取り巻く様々なステークホルダーとのコミュニケーションを図る。

2. 自主開示原則

法定開示・適時開示の遵守に努めるとともに、公開可能な事実について自主的に任意開示する。

3. 適時開示原則

法定開示・適時開示を厳守するとともに、任意開示においても、公開可能な事実については、可能な限り早期のタイミングで情報開示する。

4. 公平開示原則

あらゆるステークホルダーに対して、偏ることなく公平に情報発信を行う。

5. 情報管理原則

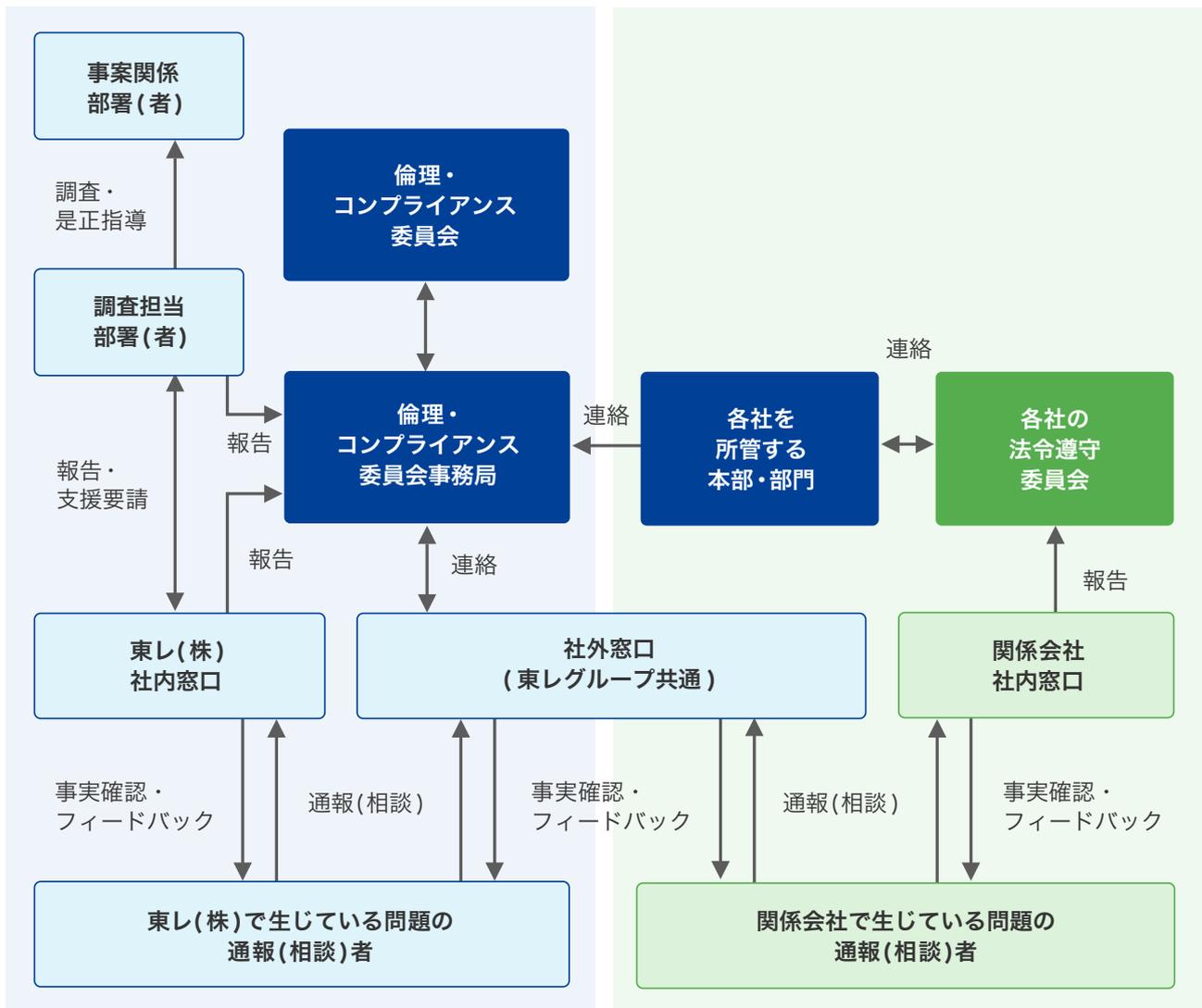
情報開示内容に関わる役職員は、情報開示までの情報管理を徹底する。

第3章

東レグループの内部通報制度

東レグループにおける法令違反や不正行為などの発生またはそのおそれのある状況を知った場合に、受付窓口への通報(相談)を通じてそのような状況に適切に対応する仕組みとして、東レ(株)と国内関係会社では、「企業倫理・法令遵守ヘルプライン」が設置されています。さらに、重大不正事案については、東レグループ全体(海外関係会社を含む)における「重大不正事案に関する内部通報制度」を設置しています。

東レ(株)および国内関係会社における「企業倫理・法令遵守ヘルプライン」の通報・相談対応ルート※



※東レグループ全体(海外を含む)における重大不正事案に関しては上記対応ルートに加えて、東レ(株)において通報受付・対応することとしています。

第4章

倫理・コンプライアンス推進体制

東レ(株)は、全社委員会として社長を委員長、取締役を委員とする「倫理・コンプライアンス委員会」を設置し、労使一体となって倫理・コンプライアンスに関する方針審議や対策協議を行っています。

各職場においては、各本部・部門長(東京・大阪以外の各事業(工)場は、各事業(工)場長)をリーダーとして、トップダウンで取り組みを推進しています。

国内・海外関係会社については、倫理・コンプライアンス委員会の下部組織として「国内関係会社コンプライアンス会議」および「海外関係会社コンプライアンス会議」を設置し、各社、各国・地域でのコンプライアンス活動の検討・推進を行っています。

人権推進活動については、倫理・コンプライアンス委員会の下部組織として「国内人権推進委員会」と「海外人権推進委員会」を設置しています。

「国内人権推進委員会」で東レ(株)の活動方針を決定し、東レ(株)各事業(工)場において人権推進活動を行っています。国内関係会社は東レ(株)の活動方針を参考に、各社主体で人権推進に取り組み、東レ(株)はその活動を支援しています。

「海外人権推進委員会」では、海外での人権リスク低減の取り組みをテーマとし、具体的な推進にあたっては各海外関係会社が主体となり、各国・地域の事情に応じた人権に関する取り組みを推進しています。

倫理・コンプライアンス推進体制図

